

# 令和4年度 大学院設置基準第14条適用大学院派遣研修募集要項

2 教 七 開 第 3 4 3 号  
令 和 3 年 4 月 1 日  
東京都教職員研修センター

## 1 応募資格

大学院設置基準第14条適用大学院派遣研修実施要綱の目的を理解し、教育研究に熱意をもち、大学院での修士学位取得を目指すとともに、健康で研修に専念でき、出願時において以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 原則として、東京都公立学校の主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び主任養護教諭（以下「主任教諭等」という。）である者
- (2) 勤務状況等が優良な者
- (3) 都立学校の主任教諭等にあつては所属校の校長、区市町村立学校の主任教諭等にあつては所属校の校長及び所管の教育委員会教育長の推薦が得られる者
- (4) 修士課程又は専門職学位課程（教職大学院）修学にふさわしい教育実践、研究実績を有する者

〔研究実績の例〕

東京都教育研究員、教育課題等研究開発委員会委員、東京教師道場、各学校や区市町村においての研究を指導的立場で推進した者など

- (5) 各大学院の出願資格及び出願要件に該当する者
- (6) 派遣研修修了後、教育管理職等として、東京都の教育の充実に資する意思のある者。ただし、令和3年度に実施される教育管理職選考との併願は認めない。
- (7) 東京都教員研究生、国立特別支援教育総合研究所における地域実践研究等の長期研究生、教職大学院、新教育大学大学院及び大学院設置基準第14条を適用している大学院への派遣生のいずれの経験も有しない者
- (8) 令和3年度4月1日現在において、教育管理職候補者でない者
- (9) 教職大学院派遣研修を出願しない者  
ただし、新教育大学大学院派遣研修と大学院設置基準第14条適用大学院派遣研修との併願は認める。

## 2 派遣期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

## 3 修学年限

- (1) 修学年限は、2年間とする。
- (2) 修学年限2か年の大学院において、入学後、当該大学院の修了規定等による修学期間短縮の変更申請も可能とする。
- (3) 修学2年次は、所属校で勤務を行い、勤務時間外に通学する。
- (4) 大学院に入学した主任教諭等が、本人の不注意等によらない事由により課程を修了できなかった場合は、東京都教育委員会と所属都立学校長又は所管の教育委員会が協議の上、1年間に限り修学年限の延長を認める。  
なお、不注意等の判断及び修学延長の可否等の手続きについては、別途教育開発課が定める。
- (5) 年限を超えての修学は、3(4)に定めるほかは認めない。

4 派遣予定数  
3名程度

5 派遣先

大学院設置基準第14条適用大学院修士課程を設置する大学院又は教職大学院2年、かつ東京都教育委員会の推薦による派遣教員の選抜を実施している大学院

6 派遣研修の応募及び受験の同意

(1) 派遣研修に応募する主任教諭等は、所属校の校長に派遣研修応募用紙（様式3）を作成し提出する。その際、派遣応募者は、新教育大学大学院院派遣研修との併願希望の有無を明記する。

なお、受験に当たって、障害等で配慮を必要とする場合は特記事項に記入する。

(2) 所属校の校長は、上記1の各項目について確認した上で、派遣候補適任者推薦書・学校用（様式2-1又は様式2-2）を作成し、都立学校長は、東京都教育委員会に様式2-1及び様式3を提出する。区市町村立学校長は、所管の区市町村教育委員会に、様式2-2及び様式3を提出する。

(3) 区市町村教育委員会は、派遣候補適任者推薦書・教育委員会用（様式1）を作成し、様式2-2及び様式3と併せて東京都教育委員会に提出する。

なお、所見の記入に当たっては、令和元年度及び令和2年度業績評価の総合評価を踏まえること。

(4) 東京都教育委員会は、所属校の校長及び所管の教育委員会教育長の推薦を受けた主任教諭等に対して、書類選考及び面接選考により、本事業の目的に照らし、受験の同意の可否を決定する。

(5) 都立学校長又は区市町村教育委員会は、6(4)の決定に基づき、本人に受験の同意を与える。

※受験の同意 大学院設置基準第14条適用大学院派遣研修実施要綱（31教セ開第356号）に基づき、東京都教育委員会、都立学校長及び区市町村教育委員会が、大学院設置基準第14条適用大学院修士課程を設置する大学院への受験を許可すること。

7 大学院の受験

(1) 東京都教育委員会が受験を同意した主任教諭等は、希望する大学院を受験する。

(2) 大学院への出願、入学試験等の時間に関する服務は、年次休暇とする。

8 派遣の決定・取消し

(1) 東京都教育委員会が受験を同意した主任教諭等が希望する大学院を受験し、受験の結果、合格した者について、大学院への入学が内定した時点で、東京都教育委員会が派遣を決定する。

(2) 東京都教育委員会は、派遣主任教諭等について派遣が困難な状況が生じた場合、所属都立学校長及び所管の教育委員会と協議の上、派遣の決定を取り消す。

9 その他

選考方法については別に定める。